

## 鳥取県告示第 987 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジャスコ日吉津ショッピングセンター イーストコート  
西伯郡日吉津村大字日吉津 1157
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前 27,410 m<sup>2</sup>  
変更後 36,589 m<sup>2</sup>
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数  
(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり  
(イ) 収容台数 変更前 1,600 台  
変更後 2,844 台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数  
(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり  
(イ) 収容台数 変更前 138 台  
変更後 296 台
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり  
(イ) 面積 変更前 243 m<sup>2</sup>  
変更後 357 m<sup>2</sup>
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり  
(イ) 容量 変更前 214 m<sup>3</sup>  
変更後 286.5 m<sup>3</sup>
  - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(ア) 変更前  
午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで  
(イ) 変更後
      - ① 午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
      - ② 午前 8 時から翌午前 4 時まで（一部午後 10 時まで）
    - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(ア) 出入口の数 変更前 5 か所  
変更後 10 か所  
(イ) 位置 6 の書類に記載のとおり
- 3 変更年月日
  - (1) 2 の (3) の ア の (イ) の ① の変更 平成 19 年 11 月 16 日

(2) (1)以外の変更 平成20年7月17日

4 変更する理由

店舗建物の増床に伴い、施設の配置及び運営方法の見直しを行ったため

5 届出年月日

平成19年11月16日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成19年11月30日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

日吉津村地域振興課

9 意見書の提出

日吉津村の区域内に居住する者、日吉津村において事業活動を行う者、日吉津村の区域をその地区とする商工会その他の日吉津村に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。